

計 画 書 (案)

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 66.84ha	

1. 都市計画生産緑地地区のうち、次の6地区を変更する。

名 称	面 積	備 考
中野荒内3生産緑地地区	約0.51ha	一部除外
中野荒内4生産緑地地区	約0.08ha	一部除外
段上120生産緑地地区	約0.40ha	一部除外
段上117生産緑地地区	約0.10ha	一部除外
段上130生産緑地地区	約0.06ha	一部除外
段上126生産緑地地区	約0.08ha	一部除外

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画生産緑地地区のうち、次の3地区を廃止する。

名 称
上ヶ原38生産緑地地区
上ヶ原42生産緑地地区
薬師2生産緑地地区

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり。

理 由 書 (案)

緑地機能の優れた農地等の計画的な保全のため、市街化区域内にある農地等のうち、農地等利害関係人の同意を得たものについて、生産緑地地区を指定している。

このたび、主たる従事者の死亡又は指定から30年経過による生産緑地の買取り申出に対し、土地の買取り斡旋を関係部署及び関係機関等に対し行ってきたが調わず、生産緑地法第14条に基づく生産緑地地区内での行為の制限が解除され、農地等として計画的に保全することが困難になったことなどから、中野荒内3生産緑地地区ほか8地区を廃止・変更する。

参 考 (変更前後対照表)

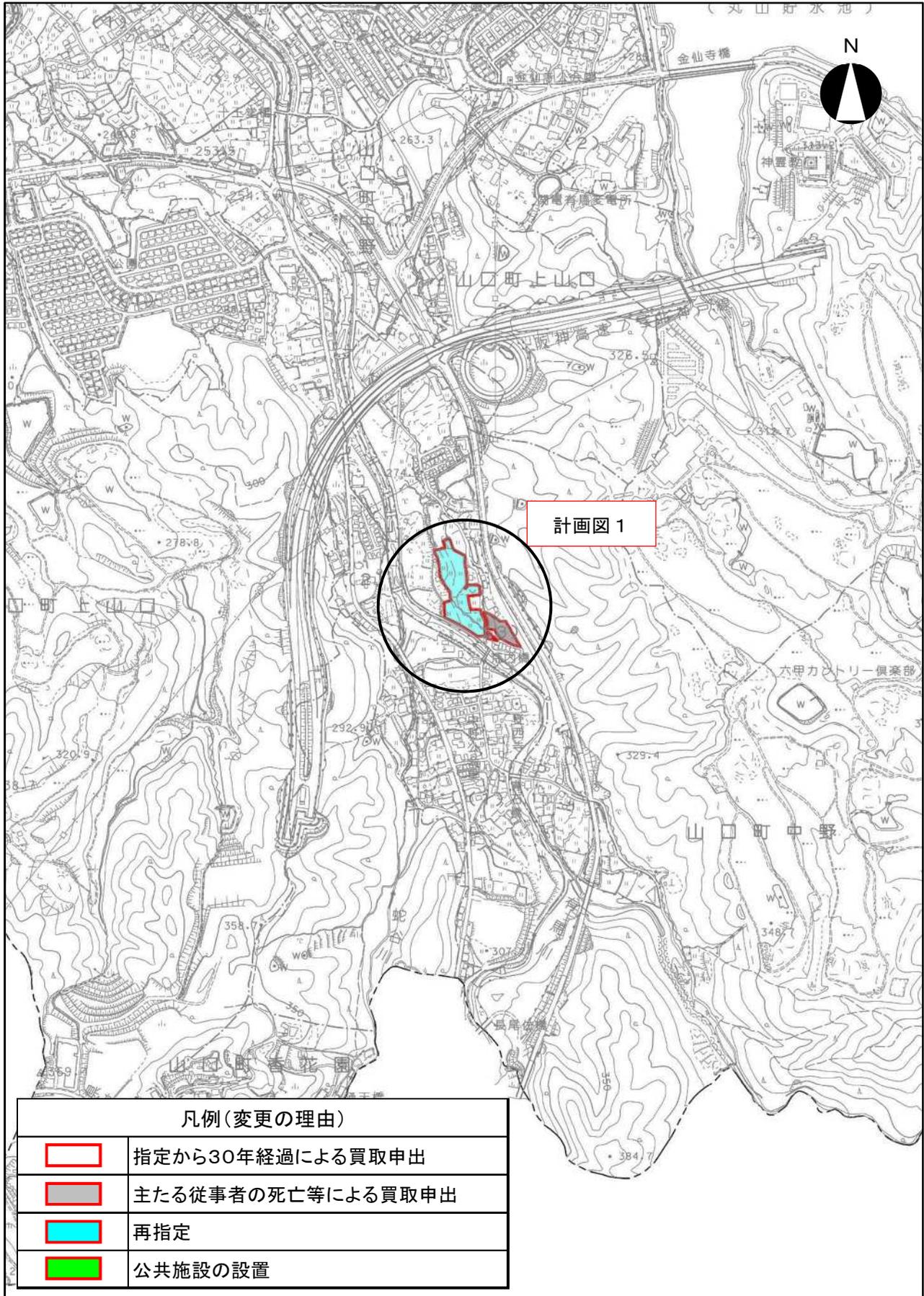
1. 変更概要

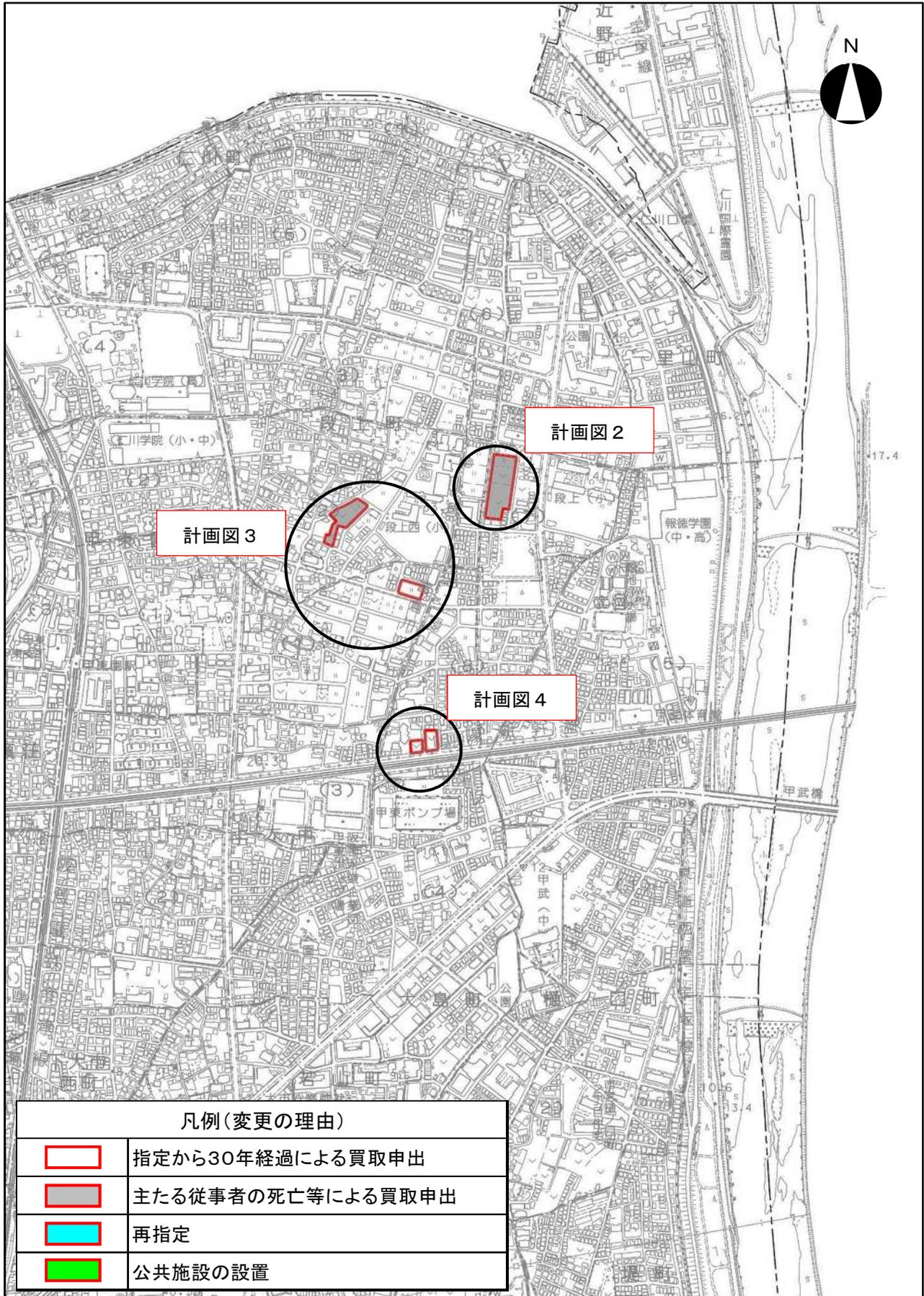
	地 区 数	面 積
変 更 前	360地区	約67.70ha
変 更 後	357地区	約66.84ha
増 減	—	△約0.86ha

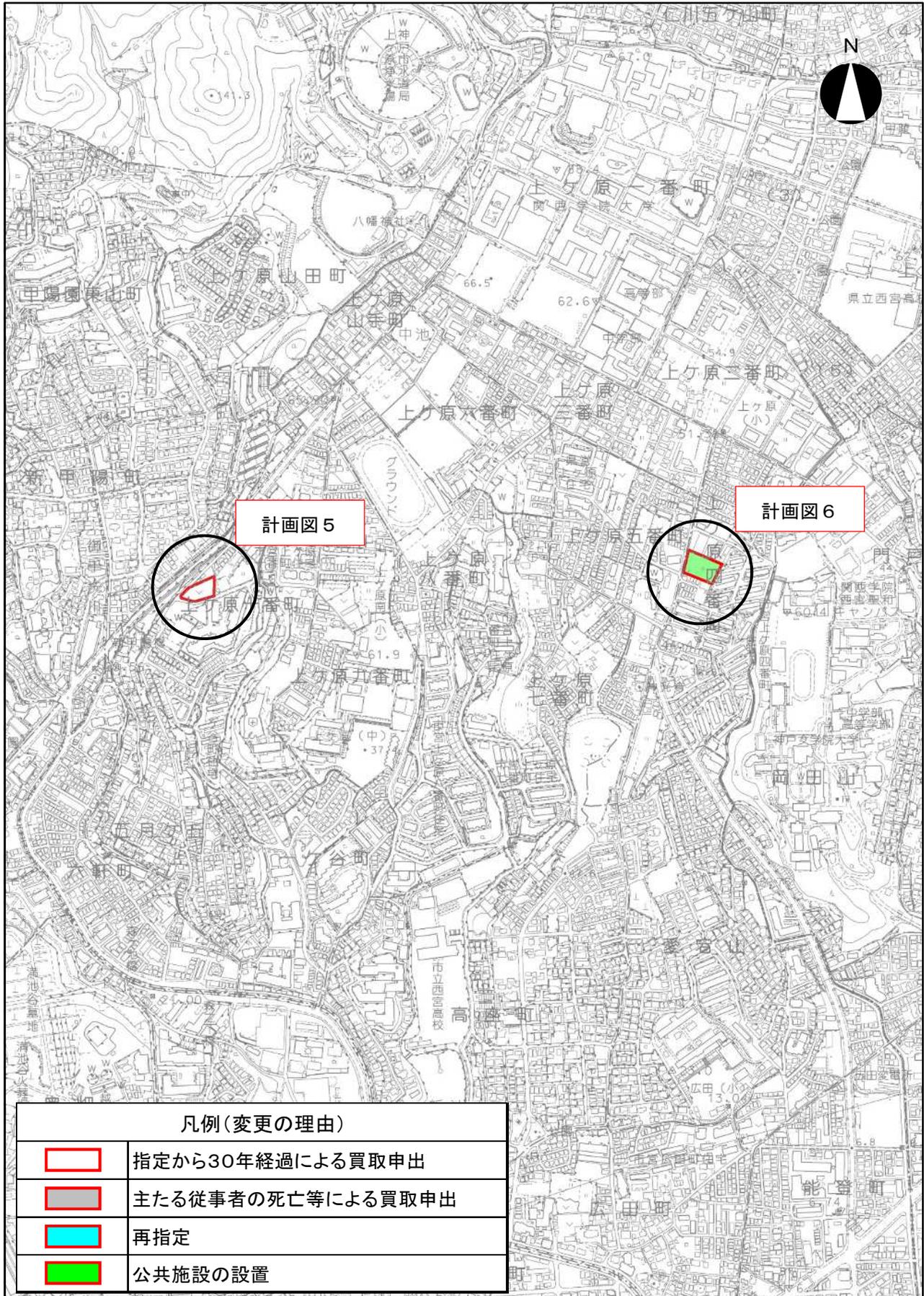
2. 今回変更する生産緑地地区

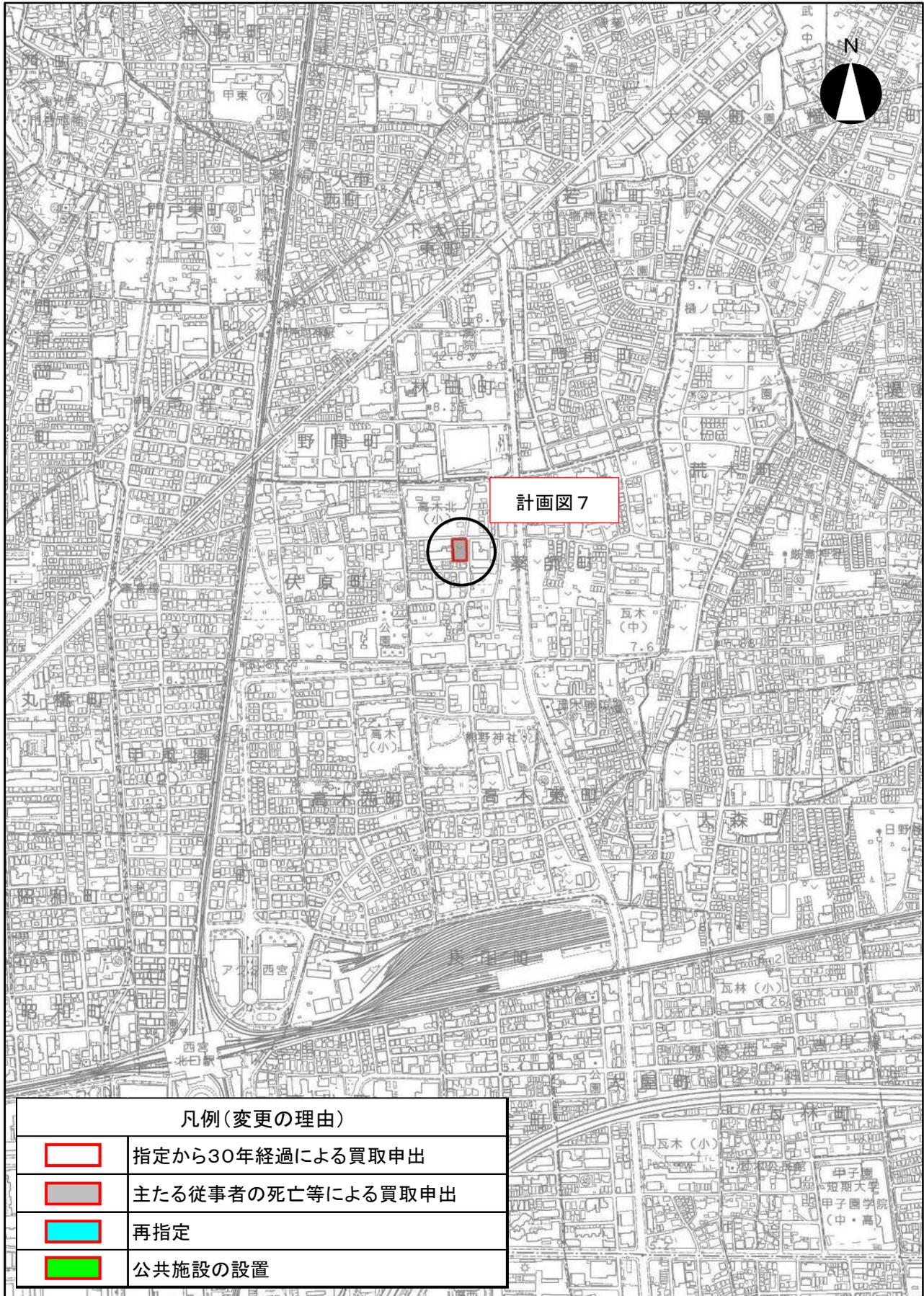
名 称	変更前面積	変更後面積	増 減	計画図No.	変更内容及び理由	備 考
中野荒内3	約0.62	約0.51	△0.11 ha	計画図1	再指定に向けた従前地区の一部区域の除外	
中野荒内4	約0.11	約0.08	△0.03 ha	計画図1	買取申出による従前地区の一部区域の除外	死亡による
段上120	約0.47	約0.40	△0.07 ha	計画図2	買取申出による従前地区の一部区域の除外	死亡による
段上117	約0.24	約0.10	△0.14 ha	計画図3	買取申出による従前地区の一部区域の除外	死亡による
段上130	約0.11	約0.06	△0.05 ha	計画図3	買取申出による従前地区の一部区域の除外	指定から30年経過による
段上126	約0.13	約0.08	△0.05 ha	計画図4	買取申出による従前地区の一部区域の除外	指定から30年経過による
上ヶ原38	約0.13	0.00	△0.13 ha	計画図5	買取申出による従前地区の廃止	指定から30年経過による
上ヶ原42	約0.18	0.00	△0.18 ha	計画図6	公共施設の設置による従前地区の廃止	上ヶ原四番町中公園の設置
薬師2	約0.10	0.00	△0.10 ha	計画図7	買取申出による従前地区の廃止	死亡による
合 計			△0.86 ha			

名称の内「生産緑地地区」は略









凡例(変更の理由)	
	指定から30年経過による買取申出
	主たる従事者の死亡等による買取申出
	再指定
	公共施設の設置

計画図1 (中野荒内3・4生産緑地地区)

縮尺:1/2500

(変更前)



(変更後)



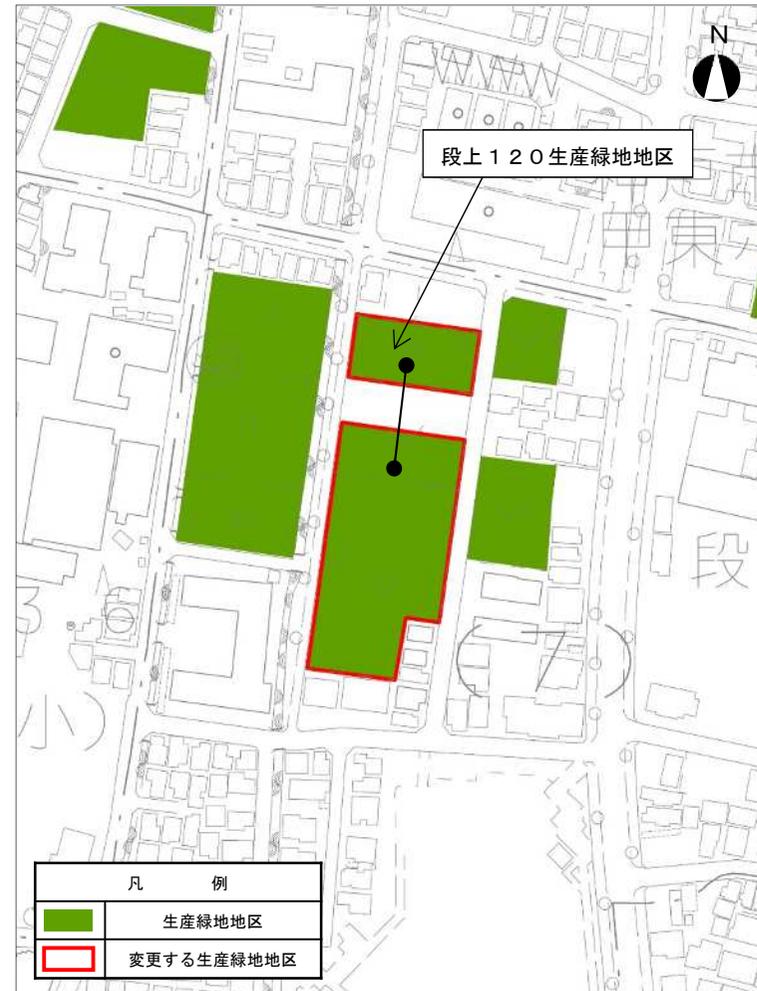
計画図2 (段上120生産緑地地区)

縮尺:1/2500

(変更前)



(変更後)



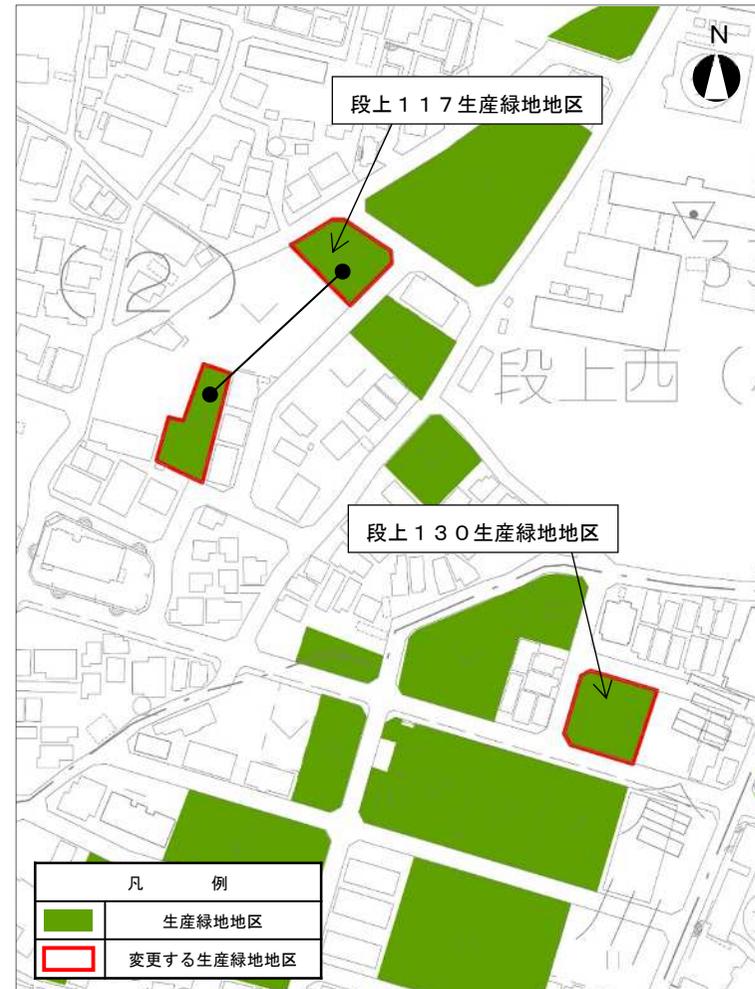
計画図3 (段上117・130生産緑地地区)

縮尺:1/2500

(変更前)



(変更後)



計画図4 (段上126生産緑地地区)

縮尺:1/2500

(変更前)



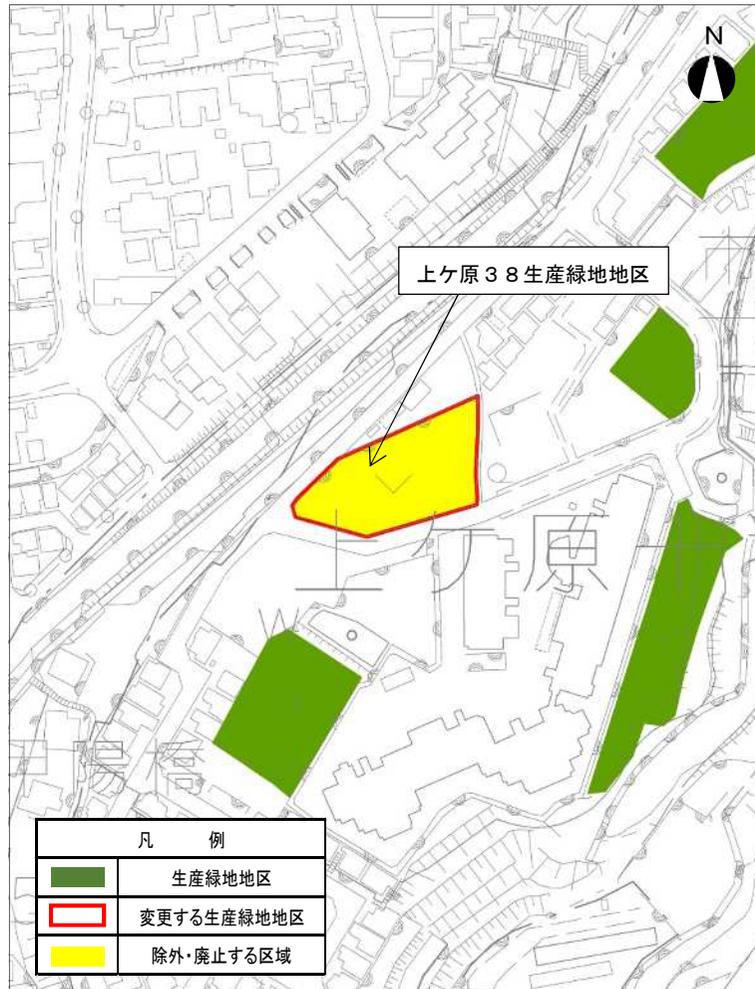
(変更後)



計画図5 (上ヶ原38生産緑地地区)

縮尺:1/2500

(変更前)



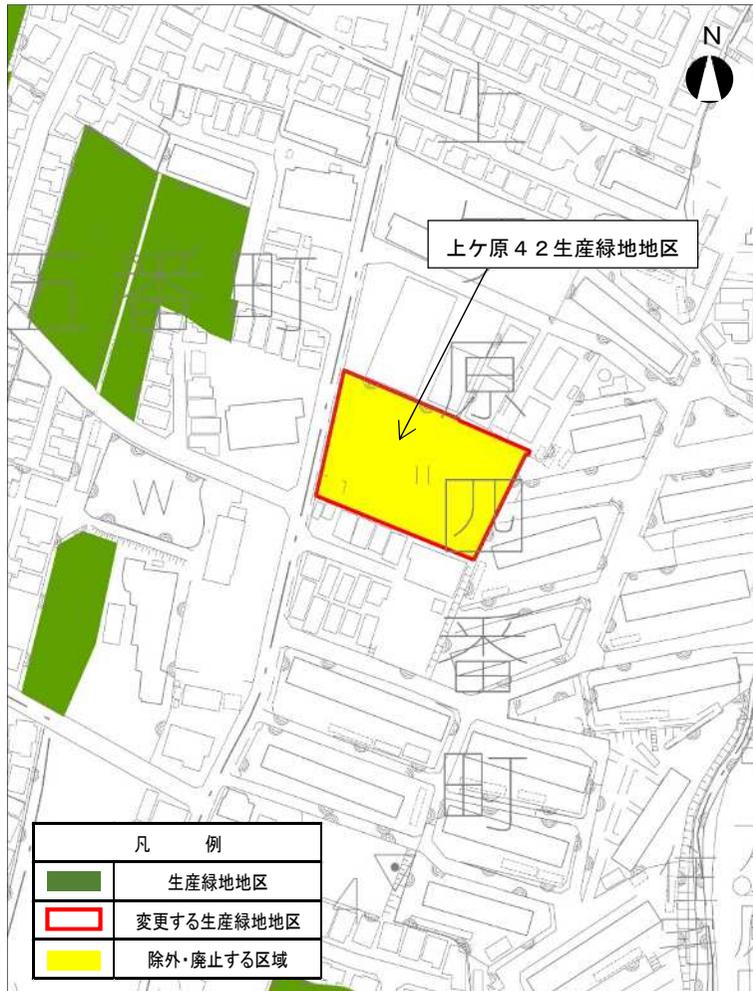
(変更後)



計画図6 (上ヶ原4 2生産緑地地区)

縮尺:1/2500

(変更前)



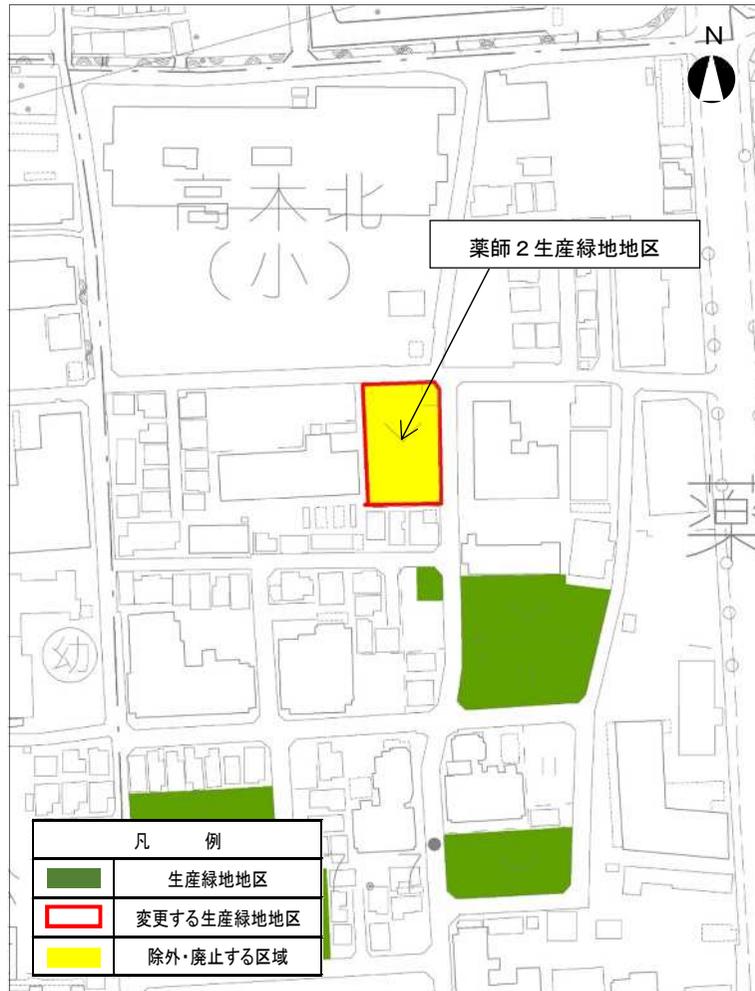
(変更後)



計画図 7 (薬師 2 生産緑地地区)

縮尺:1/2500

(変更前)



(変更後)

